

危機対策本部会議

日 時：令和2年5月5日（金）10：00～11：18

場 所：3号館3階会議室

内 容：

■5月11日から講義を再開する

- ・再開にあたって、大学長、高校長名で決意表明を行う
 - ※文科省からの講義再開の指導にそって実施する（感染リスクが高い科目を除くなど）
 - ※学生、保護者、地域住民や県民へ講義再開の理解を得る
 - ※同窓会長、地区の連合自治会長などへは周知を図る
 - ※ホームページ等への掲載
- ・1週目の講義で、時間変更の確認を学生に行い、時差登校（通学・通勤時間の三密を避ける）の時間割調整を行う
- ・補講や講義を補足するために遠隔授業を活用する
 - ※今後、感染者が出る可能性があるため遠隔授業のコンテンツ作りなど各教員は準備をしておく
- ・特定警戒地区の非常勤講師で遠隔授業をする場合など、教員は自宅、学生は教室で受講するなど、ケースにあわせて実施する
- ・学関連施設の屋内におけるマスクまたはその代替物の着用により鼻口を覆い、飛沫飛散を阻害する措置を行うというルールを厳格に運用する（従わない学生には公欠扱いを前提に退室してもらう）
- ・5月15日は、本来1年のフォーラムに伴う全学休講日を通常の日曜時間割とする
- ・今後土曜などを利用し、休校中の日にち分の振り替えを図っていく
- ・5月14日評価委員会の結果を基に政府の方針が出された場合、それを基に再度見直しを行う

■大学は、5月7日、8日を臨時登校日とする

- ・学生健康管理アンケートを実施し、県境を越える移動がなかったかの確認をする
 - ※県境を越えた学生については、2週間の自宅待機とし健康チェックを行う
 - ※居室外へ出る際は、マスク着用など感染防止対策をとる
- ・行動履歴、健康日記を記録させる
- ・心理的反応とメンタルヘルスケアについて（保健センター作成）を配布する
- ・当日、説明資料は全教職員へ配布する

■高校は、県の方針に基づき、時差登校を検討

- ・寮生については、登校時にマスク着用（手作りマスク等）を徹底する
- ・クラブ活動は、屋外競技についてはこれまで通り感染防止策を講じて実施
 - 屋内競技（バレー、バスケット、バドミントン）については、窓開けや扇風機による換気、マスクの着用など対策をとって実施する
- ・県境を越えて帰省した生徒については、県境を越えた来崎をご遠慮いただき、新たな課題など個別に授業のフォローを実施する

■大学のクラブ・サークル活動は、5月末まで活動休止を延長する

■登校にあたっては、マスク着用、消毒液の設置、3密を避けた感染防止措置をとる

■教職員の勤務については、通常勤務とする

■5月14日評価委員会の結果を基に政府の方針などを踏まえて次回開催する